掛川市学校体育施設予約システム・スマートキー 導入業務委託

要求水準書

令和6年5月

掛川市協働環境部 文化・スポーツ振興課

目次

1	業務名	. 1
2	目的	1
3	業務内容	1
4	定義	1
5	運用準備期間	1
6	運用期間	2
7	選定方法	. 2
8	委託内容	2
	(1) 予約システムの提供	2
	(2) 導入支援	3
	(3) 保守・運用支援	4
	(4) 経費負担	4
	(5) その他	4
9	システムのセキュリティ要件	5
	(1) 秘密の保持	5
	(2) 貸与データ等の扱い	5
	(3) システムのセキュリティ要件	. 5
	(4) コンピュータウィルス対策	5
	(5) ネットワーク管理	6
	(6) セキュリティ事故時の対応	6
10)納品物	6
11	[特記事項	7
	(1) 関連法令等の遵守	. 7
	(2)システム移行に係る要件	7
	(3) 水準書記載外事項及び疑義	. 7

1 業務名

掛川市学校体育施設予約システム・スマートキー導入業務委託

2 目的

本市では、学校体育施設(体育館、グラウンド、夜間照明 等)の貸出に関する業務のデジタル 化を検討しており、令和8年度に利用者及び職員にとってより利便性の高いシステムを本格導入 するため、今年度一部の施設に先行導入(実装)を行い、課題の抽出や整理することを目的とす る。

3 業務内容

本業務の内容は、この「掛川市学校体育施設予約システム・スマートキー導入業務委託 要求 水準書(以下「本水準書」という。)」に定める。

4 定義

本水準書に記載されている用語の定義を以下にまとめる。

「事務局」とは、掛川市協働環境部文化・スポーツ振興課スポーツ振興係において、本業務に当 たる担当のことをいう。

「企画提案者」とは、本業務において企画提案書を提出した事業者のことをいう。

「受託予定者」とは、審査により選定された第1優秀者のことで、契約締結前の事業者のことを いう。

「受託者」とは、契約を締結した事業者のことをいう。

「市が指名する者」とは、指定管理者のことをいう。

「職員」とは、施設管理者のことをいう。

5 運用準備期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

6 運用予定期間

令和7年1月14日から令和7年3月19日まで

7 選定方法

市は、公募型プロポーザル方式で企画提案を募り、審査の上、受託予定者を決定する。

そのため、企画提案者は、企画提案で提案システムが本水準書に示す機能・仕様をどのように 満たすか、あるいはどのように実現するかについて、具体的かつ分かり易く説明すること。

なお、本水準書に示す機能・仕様は標準的なものであり、これと同等又はこれ以上のものを提 案することとする。

8 委託内容

本業務の範囲は、予約システム及びスマートキー(電子錠)の提供、導入支援、導入後の保守・ 運用支援、その他システムの提供に必要な業務とする。

なお、本システムを利用する施設の名称及び各施設の貸出しの部屋数等については、別紙「掛 川市学校体育施設予約システム導入施設一覧」のとおり。

(1) 予約システムの提供

受託者は、委託期間において以下の機能要件に記載するすべての機能が WEB ブラウザ上で完結する環境を提供すること。

◆ 機能要件

本業務において掛川市学校体育施設予約システムに求める機能の概要は、以下のとおりである。詳細の機能要件については、別紙「掛川市学校体育施設予約システム機能チェック表」 (以下「機能チェック表」という。)に準拠するものとする。

① 予約業務機能

施設の予約や入金状況を一目で把握できる視認性に優れたシステムであること。 また、運用と操作性に優れ、職員の負荷の軽減を図ることができるシステムであること。

② 利用者機能

インターネットを利用して、利用者による施設の空き状況の確認や予約を可能とする機能 を備えていること。また、ヘルプ機能を充実させ、操作性、利便性の向上を図ること。

③ 抽選機能

施設の抽選予約にかかわる機能を有していること。職員及び利用者がインターネットを利用して抽選申込及び当選確認ができること。

④ キャッシュレス決済機能

利用者の決済手段として、利用者がインターネットを利用して行うクレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済、コンビニ決済が可能であること。

決済手数料及び決済サービスに係る費用は全て提示すること。(初期費用は導入費用に、 月額費用、決済手数料、トランザクション処理費用、取消手数料は運用費用に含むこと。ま た、振込手数料が必要な場合は併せて提示すること。)令和3年4月1日付け総務省自治行 政局長通知「地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について」第二の1指定納付 受託者の要件を満たす決済代行会社を選定し、連携に係る費用は導入費用に含むこと。

⑤ スマートキー (電子錠) の導入

学校体育施設予約システムと連動したスマートキー(電子錠)を、本システムを利用する施設へ導入すること。運用期間においては、スマートキー(電子錠)の保守・運用支援に従事すること。スマートキー導入に必要となる設置費用(Wi-Fi、モバイルルーター等)について導入費用に含むこと。

(2) 導入支援

① 要件定義

受託者は、「5運用準備期間」に記載の期間において、必要に応じて市と要件定義を行う こと。要件定義において、受託者と市が協議を行った場合は、受託者が議事録を作成し、市 の承認を得ること。

② マスタデータの登録

システムを使用する上で必要な施設に関する情報(料金体系、貸出時間割、休館日、備品等)や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録すること。 なお、登録項目は受託者の指定する様式に従って市が作成する。

③マニュアル作成

受託者は、本システムの運用業務を円滑に実施するために、運用業務について市と協議し、運用マニュアルを作成すること。(CD-ROM 1 枚及び製本 4 部)

④ 職員研修業務

受託者は、市または市が指名する者に対し、稼働開始日までに、操作研修を実施すること。実施に当たっては、研修実施体制、内容、スケジュール、研修方法等を記載した研修計画書を作成し、市の承認を得たうえで、研修用教材の作成及び必要部数の印刷を行うこと。

⑤ 設定完了報告

受託者は、本番稼働に先立ち、初期設定が正常に完了していることを書面(様式不問)で報

告し、市の承認を得ること。

⑥ 試行環境の整備

受託者は、⑥の市の承認を得てから委託期間開始日までの間に、連続して7日間以上の試行環境を整備すること。

(3) 保守·運用支援

保守・運用支援の水準を維持するため、委託期間開始日までに受託者は市と SLA(サービスレベルアグリーメント)を締結すること。保守及び運用支援の水準は、別紙「掛川市学校体育施設予約システム保守及び運用支援水準」のとおりとし、定期報告を実施すること。保守及び運用支援水準の基準値を満たさない場合はその理由、改善策を書面で報告すること。

(4) 経費負担

受託者は、8委託内容(1)から(3)までに係る経費を負担すること。

(5) その他

市は、今後、全ての学校体育施設とスポーツ施設や公民館等、他の公共施設への予約システムとスマートキー(電子錠)の導入を想定している。受託者は、導入に当たっては、市からの問合せに対し真摯に対応し、導入支援に努めること。

9 システムのセキュリティ要件

(1) 秘密の保持

本業務の実施に当たり、受託者は掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同施行細則、掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例といった情報化関連規程等を遵守すること。

本業務において知り得た情報については、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

本業務を適正に遂行するため、業務の一部委託を実施する場合は書面にて市の承諾を得るとともに、再委託先に対しても個人情報の適正な使用及び管理が行われるように監督すること。

(2) 貸与データ等の扱い

本業務の実施に当たり、受託者は貸与された資料及びデータ(以下「貸与データ等」という。) について、管理簿を作成するなど、善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管・管理 するとともに、データの保護については万全の措置を講じること。

貸与データ等は、市から返還の指示があった場合は速やかに返還すること。

(3) システムのセキュリティ要件

システムにおけるセキュリティ要件として以下の項目を満たすこと。

- ② 暗号化通信(SSL)により機密情報漏えい対策を実施すること。
- ②クロスサイトスクリプティング、SQLインジェクション、メール送信ドメイン認証(SP F、DKIM、DMARC)等へのセキィリティ対策を講じること。
- ③発生した脆弱性に対しては随時対応を実施すること。
- ④利用者情報の操作については、不要な職員が操作できないように権限の設定を行うととも に、必ず操作履歴を残すこと。
- (4) コンピュータウィルス対策

本業務の実施に当たり、受託者はコンピュータウィルスの感染を防止し、かつ、コンピュータウィルスが発生した場合の被害の防止を防止するために、次に掲げる項目を守らなければならない。

- ①コンピュータウィルスの感染予防及び検出のために必要な対策を行うこと。
- ②インターネットを利用するパソコン及びサーバにコンピュータウィルス対策ソフト又はインターネットとの通信を経由する情報機器にコンピュータウィルス対策ソフト対策を導入すること。
- ③コンピュータウィルス対策ソフトのパターンファイルは、常に最新の状態を保つこと。
- ④最新のパターンファイルを利用して、定期的にコンピュータウィルスの検出を行うこと。
- ⑤必要なセキュリティパッチをパソコン及びサーバに適用すること。
- (5) ネットワーク管理

ネットワークを管理する受託者は、ネットワークの可用性の確保及びネットワークを利用した不正アクセスを防止するため、次に掲げる項目を守らなければならない。

- ①ネットワークの構成図
- ②ネットワークの運用管理方法
- ③ネットワークの接続基準
- ④ネットワーク管理に関する資料に不備及び変更がある場合は修正すること。
- ⑤インターネット等の外部のネットワークを経由した接続については、ファイアウォールを構築し、管理するネットワークを保護すること。
- ⑥ファイアウォールを通過させるポート番号は、必要最小限とすること。
- ⑦ファイアウォールの設定内容は、外部に公開しないこと。
- (6) セキュリティ事故時の対応

受託者は情報セキュリティ事故の発生に迅速に対応し、被害の拡大を防止するとともに再発 を防止するため、次に掲げる項目を守らなければならない。

- ①セキュリティ事故の発生により、システムに影響あった場合は、速やかに市に報告し、回復 処理を講じること。
- ②セキュリティ事故の発生を想定し、次に掲げる項目の対応手順を事前に作成すること。

ア 原因の究明

イ 履歴及びそれに該当する証拠物件の収集及び保管

ウ システム回復手順

10 納品物

本業務の納品物は以下のとおりとする。

機能仕様書 1部

全体課題一覧(8(2)①関係) 1部

確認事項一覧(8(2)①関係) 1部

要件定義議事録(8(2)①関係) 1部

運用マニュアル(8(2)③関係) CD-ROM 1 枚及び製本4部

研修計画書(8(2)④関係) 1部

設定・導入完了報告書(8(2)⑤関係) 1部

システム基本設定一覧(帳票含む)1部

カスタマイズ一覧(帳票含む)1部

運用保守計画書 1部

11 特記事項

受託者は、以下に示す事項を遵守するものとする。

- (1) 関連法令等の遵守
 - ①受託者は、システムの運用にあたり、法律、条例を含む関連法令、県及び市の条例、関連協定、関連規則等(以下「関連法令等」という。)を遵守すること。なお、関連法令等の遵守は受託者の負担と責任において行うこと。
 - ②受託者は、関連法令等に基づき運用管理に必要な許認可、報告及び届出を受託者の責任において行うこと。
- (2) システム移行に係る要件

運用期間の開始以降、システムの再構築や、受託者以外が提供するシステムに移行する場

合、システムからのデータの抜出作業はこの業務委託範囲に含めること。 データの抜出形式は、CSV、XML 等、標準的な形式で抜き出すこと。

- (3) 水準書記載外事項及び疑義
 - ①本水準書に記載のない事項は、市と受託者が協議し決定の上、対応すること。
 - ②仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議し決定の上、対応すること。